



定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・東通村

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。

乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。
------	--

「4 産業振興

(1) 地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 地域資源を活用した地域経済の拡大等

取組の内容	地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場産品の販路拡大事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、地場産品の販路拡大事業等を実施し、必要な経費を負担する。

を

に

平成31年1月11日

(4) 広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎



乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善 靖



(5) 豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

取組の内容	ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(6) 豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

取組の内容	有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。